

令和元年(ワ)第21824号 国家賠償請求事件
原 告 デニズ
被 告 国

証拠説明書(3)

(甲12~13)

令和3年1月8日

東京地方裁判所民事第1部1係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 大 橋

毅

代

号証	標目 原本・写しの別	作成者 作成年月日	立証趣旨
12	不服申出制度実施要領 写し	法務省入国管理局 2004.1.1	不服申出制度実施要領の存在及び内容（特に、原告第3準備書面との関係では、6条3項の「所長等は、申出の内容が入国警備官による暴行その他の人権侵害に係るもので、かつ、前条の調査の結果、申出の内容に理由があると認められるときは、直ちに法務省入国管理局長に報告しその指示を受けなければならない」との定めの存在）等
13	行政文書の管理に関するガイドライン（抜粋） 写し	内閣総理大臣 R2.7.7	行政の適正かつ効率的な運営、及び行政の諸活動について国民に説明するという公文書管理法の目的を具体化するため、内閣総理大臣が、各行政庁に対して「経緯も含めた意思決定に至る過程…事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」との要請をしていること等